

気仙沼まちなかエリア推進会議設置要綱

令和 5 年 6 月 2 日  
建設部長決裁

(設置)

第 1 条 庁舎移転後の跡地周辺及び内湾地区のまちづくりにおける官民の取組指針である気仙沼まちなかエリアビジョン（令和 5 年 3 月策定）（以下、「ビジョン」という。）の推進を図るため、気仙沼まちなかエリア推進会議（以下「推進会議」という。）を設置する。

(所掌事務)

第 2 条 推進会議の所掌事務は、次のとおりとする。

- (1) ビジョンの基本的な方針に関すること
- (2) ビジョンの推進体制に関すること
- (3) ビジョンに掲げる官民又は民間で推進するプロジェクトの公共空間の施設整備等において公共投資を伴う事項に関すること
- (4) その他ビジョンの推進に必要な事項に関すること

(組織)

第 3 条 推進会議は、委員長及び委員をもって構成する。

2 委員長は、市長をもって充てる。

3 委員は、地域を代表する者、経済団体、有識者、行政機関及びその他推進会議が必要と認める者の中から市長が委嘱する。

(謝礼)

第 4 条 委員に対し、別表で定める謝礼を予算の範囲内で支給することができる。

(委員の任期)

第 5 条 委員の任期は、2 年を超えない範囲で市長が定めるものとする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期

は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任することができる。

(会議)

第 6 条 推進会議の会議は、委員長が招集する。

2 推進会議は、委員の 2 分の 1 以上が出席しなければ、会議を開くことができない。

3 委員がやむを得ない理由により会議に出席できないときは、委任状により代理者を出席させることができることとする。

4 委員長は、審議上必要があると認められるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を求めることができる。

(会議の議事進行)

第 7 条 推進会議の議事は、委員長が進行する。

(会議の公開)

第 8 条 推進会議は、公開とする。ただし、推進会議の決定により非公開とすることができる。

2 推進会議の会議録は公開とする。ただし、推進会議の決定によりその全部又は一部を非公開とすることができる。

(庶務)

第 9 条 推進会議の庶務は、建設部都市計画課において処理する。

(その他)

第 10 条 この要綱に定めるもののほか、推進会議の運営に関して必要な事項は、委員長が推進会議に諮って定める。

附 則

この要綱は、令和 5 年 6 月 2 日から施行する。

別表 (第 4 条関係)

区 分	謝 礼
気仙沼まちなかエリア推進会議委員	日額 30,000 円 (ただし、市内関係者は 7,400 円)